

中川事務所新聞

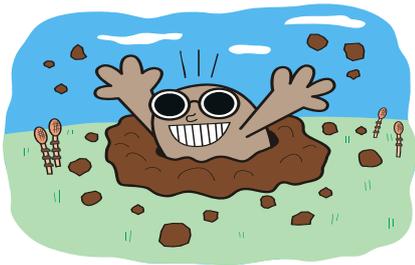
第45号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【確定申告】

3月15日は所得税確定申告の申告期限です。国税庁のホームページも益々進化しているようなので、上手に利用して申告作業の負荷を軽減しましょう。

ちなみに、私の両親は年金の確定申告をしています。年寄りにもそのような事務負担を強いるのも如何なものかと思うのは私だけでしょうか。



【年金加入記録】

社会保険庁のホームページで、自分の年金支払状況が確認でき

るようになりました。パスワードを別途請求する必要があります。昨今の社会保険庁の仕事振りからは、100%信用できる役所ではないので、自分の将来の権利を守るためにも一度確認してみてくださいはいかがでしょうか。

【ウィンドウズVista】

マイクロソフトから新しいパソコンOSが発売されました。現在使っている業務ソフト等との兼ね合いで今すぐ導入する必要はありませんが、古いOSを使っている人は要注意です。Me以前のはサポートが終了したので、今後新しい修正ソフトは提供されません。これは何を意味するのかというと、外部からの攻撃に対応できないということです。

外部からの攻撃というと、一般的にはウイルス対策ソフトを使います。しかし、OSそのものの脆弱性はこの種のソフトでは対応できません。インターネットに接続するパソコンはXP以後のOSを使いましょう。

【3月の事務予定】

- ・3月決算法人期末実地棚卸
- ・11月決算建設業決算変更届
- ・1月決算法人確定申告&納税
- ・7月決算法人中間申告&納税
- ・新年度に向けての準備



知ってお得！？法律雑学

Q. 小さな会社で事務員をしています。コーヒーマーカーが壊れたので2万円の商品を買ったのですが、会社からは払えないと言われました。

A. トイレットペーパーやお茶葉を買い足す感覚で購入したのかもしれませんが、コーヒーマーカーはそれら消耗品

とは違って耐久商品です。事前に上司に一声掛けていれば問題は起こらなかったのですが、段取りの手順を誤ったと言わざるを得ません。



民法上は、事務管理が認められる範囲内では、経費として会社は認めないでしょう。要するに権限が自分に認められていたかどうかの問題です。今回の件は社長とよく話し合うとして、これからは「いくらまでなら買ってよいか」くらいは決めておくといいでしょう。

経営談義

【税務調査雑感】

私は複数の会社で取締役を務めているので、今まで何度か当事者として税務調査を受けてきました。そのとき感じたことを少し挙げてみます。

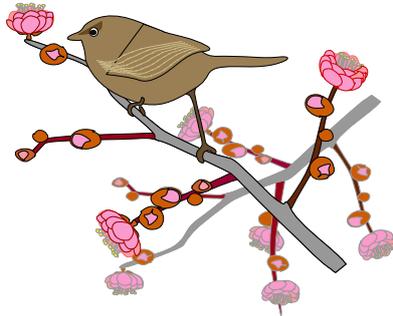
○儲けたから来る

当然ながら赤字続きの会社には、取るものがないので税務署は来ないようです。逆に言うと、会社で商売をしている以上、税務署が来る（儲ける）のが当然と言えます。

○無茶は言わない

世間では税務署は無茶を言うような情報がたくさんありますが、実際のところ、きちんとしていれば恐るるに足らずです。妙な小細工などせず、しっかり前を向いて経営に精

を出していれば、とやかく言われる筋合いはありません。



○帳簿はきっちり付ける

わざわざ税務署のために何らかの帳簿を付ける必要は無いと思います。しかし、経営向上のためには、いわゆる会計帳簿以外にも、各種管理帳票が必要になってきます。これらを健全な経営目的のためにしっかり活用していれば、税務署から見ても信頼度は上がるようです。

○相手は人間である

税務署の人もヒトであることに変わりはありません。そこには何らかの人間性というものがあります。こちらから見ても良い面で見られる場合もあれば、悪い面で見られる場合もあります。

以上はすべて当事者としての私の主観です。色々意見はあるでしょうが、私としては後ろ向きの税務調査に気をとられるよりも、払うものは払ってそれ以上の利益を得るといふ気構えで日々臨みたいものです。



三月は別れの季節でもあります。我が家の長女も小学校を卒業します。その卒業式で私はPTA代表で謝辞を述べることになっています。次女に「おやじギャク考えといて」といったら、長女は真剣に警戒していました。

今年には本当に暖冬で、梅も桜も早く開花しそうですね。移動のバイクでも、木の変化を観察しながら走っています。私は梅の花の甘酸っぱい香りと、桜の花のパワフルな咲きっぷりが好きです。この季節、花見スポットを探すのが移動の楽しみにもなっています。

あつがき

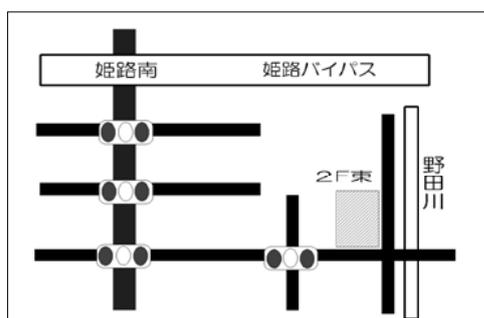
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp